

再審法改正(刑事訴訟法の一部改正案)を速やかに審議・可決することを求める請願書

衆議院議長

参議院議長

私は、以下に署名することで、私たちが直接選挙で選んだ全国民の代表者である議員の皆さんに、次のことを強く請願するものです。

【請願事項】

(1)議員立法として国会に提出されている「再審法改正法案」を、優先的に審議し、すみやかに可決成立させること

先の第217回通常国会で、野党6党の議員により「再審法改正法案」（刑事訴訟法の一部改正案）（以下、再審法案と略す）が提出されています。

この法案は、無実の人が処罰されている、法治国家として絶対に放置できない不正義をただすものであり、人権救済のため緊急を要する法案です。最優先で審議し、可決してください。

(2)冤罪者の人権を救済するための法であるという骨子を守ること

再審法案には4つの骨子があります。

- (1)請求審の対象事件に何らかの関与をした裁判官の排斥ないし忌避の権利
- (2)再審請求の期日指定など手続規定の整備
- (3)検察官保管証拠の請求または職権による開示命令
- (4)再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

すべて数十年にわたり冤罪の苦しみを味わった犠牲者の、血の滲む経験から生み出された教訓の法案化ですから、趣旨を骨抜きにしないよう審議してください。

【請願趣旨】

再審法案は、袴田事件や福井女子中学生事件など40年から50年以上もかかって、やっと無実を明らかにできた事件の教訓から生み出された法案です。

超党派の再審法議連が昨年3月に結成され、法案作りに腐心してきました。その成果が再審法案です。

ところが、法務省が突然、法制審（刑事法部会）を招請し、再審に関する審議を始めました。せっかく動き出した再審制度見直しの流れの前に、突如あらわれた逆走車のような存在です。法改正を議論の主導権を握り、法務省＝検察庁にとって都合のいいものにしようとの企図は明らかです。このような妨害に惑わされずに、国権の最高機関、唯一の立法機関としての矜持をもって、再審法案の審議を粛々と進めていただきたいと思います。

お名前	ご住所

連絡先	再審法改正をめざす市民の会 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部気付 TEL&FAX 03-4500-1414 https://www.rain-saishin.org/	取扱い団体	
-----	--	-------	--